平成３０年（フ）第１２号
山形県酒田市北新町２丁目10番12号
債務者　後藤　　寛
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３１５号
群馬県前橋市高花台２－10　ＲＩ－304号、住民票上の住所群馬県前橋市高花台１丁目23番地３
債務者　柴田　一久
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４３１号
神奈川県大和市深見西１丁目３番３号　ＲＡＲＡ大和第３　101号
債務者　齋藤　健吾
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県三田市狭間が丘３丁目16番地15
債務者　ＭＵＯＮ　ＰＡＫＵこと朴武彦こと新川　武彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４号
神戸市兵庫区下沢通２丁目１番23－306号、従前の住所神戸市須磨区禅昌寺町１丁目37番５号
債務者　眞田　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　祐資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５号
奈良県天理市柳本町2349番地１
債務者　四季遊人倉蔵こと　出原　一樹
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　純弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９７６号
京都市右京区龍安寺衣笠下町19番地　竜安寺ハイツ109
債務者　西木　幸一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬杉安沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻800番地の４
債務者　大平　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤　　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第４４１号
大阪市港区市岡２丁目１番１号　ベルハイツ301号
債務者　飲み処和こと　猿渡　英造
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
大阪府泉南市男里６丁目15番１－Ｂ1209号
債務者　伊藤　和良
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市甲突町25番17号　セントヒルズ鹿児島508号
債務者　髙橋　未廣
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杦　　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４９８号
横浜市中区上野町３丁目114番地　クレセンスビル山手303号室
債務者　木村祥子こと　金　　慶惠
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市弓場町９番30－704号、前住所兵庫県西宮市弓場町９番30－301号
債務者　上嶋　勝幸
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６６２号
大阪府豊中市庄本町１丁目７番26－306号
債務者　安武　幸子
法定代理人保佐人　平田　佳之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　弘恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９０３号
大阪市都島区東野田町４丁目14－10　レクシア京橋304、住民票上の住所大阪市鶴見区安田４丁目２番２－211号
債務者　ファンズモーターサイクルこと　山田　光一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９３５号
大阪市中央区高津３丁目11番17－202号
債務者　近藤　綾子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部